

戸籍収集サービス

相続手続きは、まずここから。相続人を確定し相続関係説明図を作成します。

○戸籍収集のながれ



※ 戸籍の原本一式はお客様へ。桑名三重信用金庫にコピー一式を直接納品いたします。

[サポート内容]

1. 被相続人の戸籍謄本（出生から死亡までつながっている全ての戸籍謄本）の収集
2. 被相続人の除票の収集
3. 相続人全員の現在戸籍の収集
4. 相続人確定後、相続関係説明図作成(住所記載の場合は住民票(戸籍の附票)の実費を加算いたします。)



戸籍収集サービス料金表 [お寄せ対象者5名まで。6名からは1名につき3,300円(税込)加算]

料金 (提携先特別価格)	基本料金 33,000円(税込) + 実費 (発行手数料・郵送費)
-----------------	-----------------------------------

[相続手続きに必要なとなる書類] 手順先により必要な書類は異なります。必ずお確かめください。

- 一般的な名義変更：上記サポート内容1~3と、相続人全員の印鑑証明書(取得代行不可)と手順所定の申請書
- 不動産の名義変更：上記サポート内容1~4と、相続人全員の印鑑証明書(取得代行不可)と申請書と遺産分割協議書など

[実際の内容とかがった費用]

例)被相続人は桑名市で出生し名古屋市で死亡。相続人は子3人、配偶者は既に死亡(登場人物5人)の場合

	役所	取得通数	発行手数料	小為替手数料	郵送費	合計
被相続人の出生～婚姻まで 除籍	桑名市	3通	2,250	3枚 300	740	3,290
被相続人の婚姻～死亡 除籍と除票	名古屋市	2通	1,050	2枚 200	740	1,990
相続人A・Bの現在戸籍	名古屋市	2通	900	2枚 200	740	1,840
相続人Cの現在戸籍	苫小牧市	1通	450	1枚 100	740	1,290
実費合計			4,650	8枚 800	2,960	8,410
戸籍収集 料金総額			基本料金 33,000円(税込) + 実費 8,410円 = 41,410円(税込)			

発行手数料：現在戸籍 450円、除籍 750円、改製原戸籍 750円、住民票 150円～500円(市区町村により異なります。)

※上記ケースは相続人の住民票の取得を含んでおりません。

※相続手続きサポートサービスもごさいます。金33万円～(税込・相続財産により変動します。)

「相続手続きサポートサービス」では、相続手続きに必要な書類収集から、金融機関での相続手続きなどをお客様とご一緒に、あるいはお客様に代わって行います。また、不動産の登記・相続税の申告など、必要に応じて名南コンサルティングネットワーク内の専門家をご紹介します。

※「戸籍収集サービス」は、行政書士法人名南経営のサービスであり桑名三重信用金庫は業務提携店としての取り扱いを行います。

※ご契約に際しては、お客様と行政書士法人名南経営がご契約の当事者となります。



相続パートナーズ

行政書士法人名南経営

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

JPタワー名古屋

■ TEL052-589-2363 / FAX052-589-2367

■ <http://www.souzoku-partners.net/>

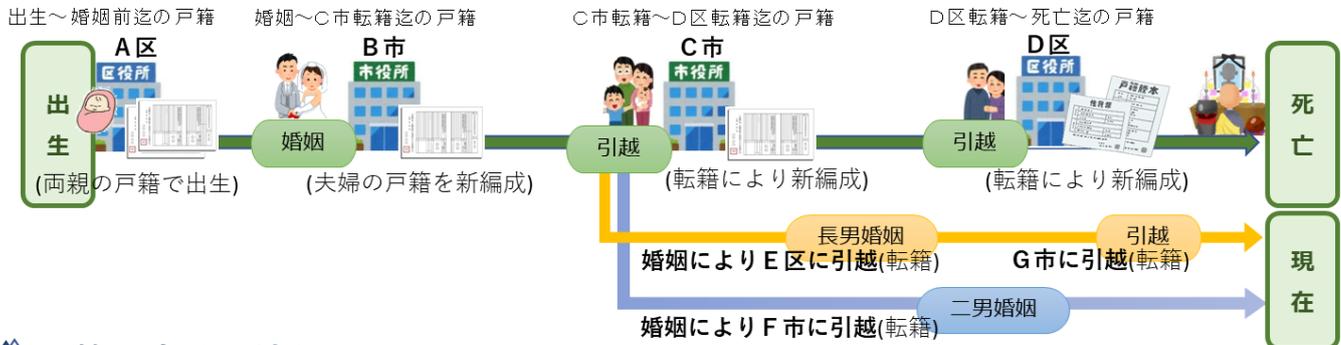
2021.4.発行

◇◇戸籍収集サービスの流れ◇◇

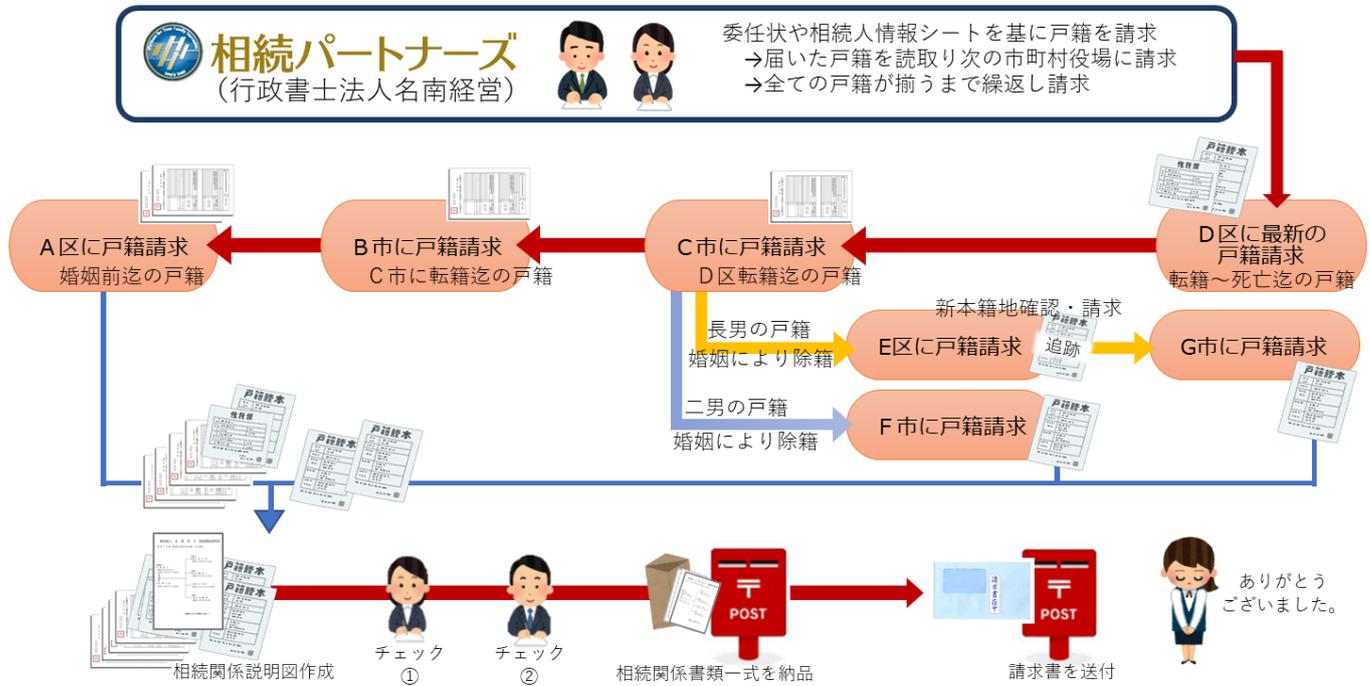
- ◇ お手元に届くまでの期間 **子(孫)または親が相続人になる場合：1ヶ月程度**
兄弟姉妹・甥姪が相続人になる場合：2～3ヶ月程度

◇ 出生～死亡までの戸籍の流れ

例) Aさんが出生してから亡くなるまでに作られた戸籍



◇ 戸籍取寄せの流れ



※相続関係説明図と法定相続情報一覧図は異なります。法定相続情報一覧図が必要な場合は別途費用が発生します。

◇ 相続手続に必要な戸籍

被相続人 (亡くなった方)	<ul style="list-style-type: none"> 出生～死亡までの一連の戸籍 (謄本) 除票 (除かれた住民票) もしくは戸籍の附票 (お手続きの内容により不要な場合もあります。) 	
法定相続人	<ul style="list-style-type: none"> 現在戸籍 (抄本) 住民票もしくは戸籍の附票 (お手続きの内容により不要な場合もあります。) 	
亡くなっている相続人	<ul style="list-style-type: none"> 出生～死亡までの一連の戸籍 (謄本) 	
代襲相続人 (亡くなっている相続人に代わって相続する人)	相続人が子の場合	相続開始よりも前に相続人である子が亡くなっているときは孫が。孫も亡くなっている場合はひ孫が代襲相続人に…という様に、どこまでも下の代まで代襲して相続人となります。
	相続人が兄弟姉妹の場合	相続人が相続開始よりも前に亡くなっているときは甥や姪が相続人になります。しかし、亡くなった方の子・孫・ひ孫の代襲の場合とは異なり、甥や姪が亡くなっている場合は、甥や姪の子供は代襲相続人になりません。(兄弟姉妹の代襲相続は甥姪まで)